

# 『川が悲鳴を上げつつあります』



▲竹切れや投げ捨てられた空き缶、ペットボトルなどが、塩入川の取水施設(鷺塚集落下付近)をふさいでいる様子

河川は私たちが暮らす中で、地域の排水流末・生活排水・水田の用水等さまざまな役割を果たしていますが、近年、河川の汚濁が進行し、多分野に多くの問題をもたらしています。

写真右は、鷺塚集落下付近(町境)の塩入川の取水施設です。竹切れ・耕作用ビニール・空きびん・空き缶等いろいろなものが流れ込んできており、管理にたいへん苦慮している現状です。

『21世紀は環境の時代』といわれています。みなさま方も、一人ひとりがこの認識を持ち、きれいな川を守っていきましょう。

## 消費生活緊急情報

# 新手法空請求出現！『少額訴訟』を悪用 簡易裁判所からの訴状に 無視は禁物！

使った覚えのないインターネットや携帯電話等の利用料をハガキなどで請求するという、『架空請求』に関する相談が後を絶ちません。今までは『使った覚えがなければ、架空請求であるので、ハガキなどに記載してある連絡先に確認などの電話は一切せずに無視してください。』と助言していました。

しかし今回は、『少額訴訟手続き』<sup>(注)</sup>という法的手段で請求されるというもので、これを従来どおり無視を通して出廷せずにいたら敗訴になってしまいます。今後の被害の未然および拡大防止を図るためにお知らせします。

### 『少額訴訟手続き』<sup>(注)</sup>とは

少額訴訟手続きとは、60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、原則として1回の審理でもめごとを解決する特別の手続きで、市民間規模の小さなもめごとを少ない時間と費用で解決することを目的として、新しく作られました。少額訴訟手続きは、特別の事情がある場合を除き、最初の期日において当事者双方の言い分を聞き、かつ証拠を調べて直ちに判決を言い渡すのを原則としています。ですから裁判の期日に出席しない場合には、原告の言い分どおりの少額訴訟判決が出てしまうということです。



### ●消費者へのアドバイス

- ①業者などからのハガキなどによる架空請求は無視する。
- ②裁判所からの訴状や呼び出し状が届いたら、鹿児島県消費生活センターに確認をする。

※その他、消費生活で困ったことがありましたら、下記へ相談しましょう。

鹿児島県消費生活センター

TEL 099 - 224 - 0999

大崎町役場企画財政課商工観光係

TEL 76 - 1111 (内線 222)